

平成24年度第4回京都府食の安心・安全審議会議事要旨

1 開催日時

平成25年3月22日（木）午前10時から正午まで

2 場所

京都府公館第5会議室

3 出席者

【審議会委員】

中坊 幸弘 会長、苧 祥子 委員、伊井 光晴 委員、伊豆田 富美子 委員、内田 隆 委員、大槻 松平 委員、久世 良信 委員、栗山 圭子 委員、土居 幸雄 委員、中本 絵里 委員、東 あかね 委員、文字 正 委員、山本 隆英 委員

【京都府】関係職員

【傍聴者】2名

4 次 第

(1) 協議事項

- ① 京都府食の安心・安全行動計画（平成22年度～24年度）に基づく施策の実施状況（平成24年度）について
- ② 京都府食の安心・安全行動計画（平成25年度～27年度）の施策の目標（平成25年度）について

(2) 報告事項

- ①平成25年度京都府食品衛生監視指導計画（案）について
- ②平成25年度におけるリスクコミュニケーションの取組の考え方について
- ③その他
 - ・食の安心・安全行動計画（平成25年度～27年度）
 - ・BSE対策について
 - ・学校給食モニタリング事業検査状況
 - ・JAS法及び景表法に係る不適正表示について
 - ・リスクコミュニケーション開催報告及び食いく先生認定について

4 議 事

(会長)

本日はどうもありがとうございます。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

今回協議事項は、2件です。まず、(1)「京都府食の安心・安全行動計画(平成22年度～24年度)に基づく施策の実施状況」ということで、今年度平成24年度について事務局から報告いただきます。

(事務局)

それでは24年度の実施状況について御報告させていただきます。これは、食の安心・安全推進条例に基づき、審議会の評価を得ようとするものです。最初にパワーポイントを使い説明いたします。

最初、食育の関係です。きょうと食いく先生の認定を行いました。きょうと食育先生は、子どもたちが食について学ぶことを支援するため、学校での出前授業などを行う専門家を認定させていただいているもので、昨年12月に11名の方を認定したところです。それとあわせて、きょうと食農体験農場ということで、農作業体験と食品・調理及び食文化等の食に関することを学ぶことができる農場を認定いたしました。先日3月8日に、府内で10カ所を認定したところです。

次は、リスクコミュニケーションです。食品事業者と消費者が相互に情報・意見交換を行うリスクコミュニケーションを実施しております。庁内の関係部局が連携して、府民の関心がある食に関するテーマで実施しました。平成20年度につきましては、食品中の放射性物質、残留農薬、食の安心・安全に関する京都府の取り組みなどをテーマに合計12回開催いたしました。

次は、きょうの「食」まなび塾です。より現場を知っていただくということで、ワークショップや、工場、生産者を訪ねるという形で開催いたしました。宇治茶、湯葉、酪農などの業種について実施しまして、今年度は約200名の参加を得たところでございます。

次は、消費者の意見を府の施策や取り組みに反映させる目的で開催しております、消費者団体との意見交換会です。今年度は3回開催いたしました。テーマは、第1回目は府民目線での効果的な情報提供のあり方について、第2回目につきましては、京都府食の安心・安全行動計画骨子案について、第3回目は、京都府食品衛生監視指導計画(案)についての御意見を伺ったところです。

次は、畜産関係でございます。家畜を飼養する農家に対する巡回指導・検査を年間通じて計画的に実施しました。牛、豚、鶏、馬、ミツバチといった各家畜につきまして、家畜保健衛生所が年間を通じて計画的に巡回・指導したところでした。成果としましては、抗病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生はありませんでした。

次は、水産関係です。貝毒による食中毒を防止するという目的で、貝毒の原因となるプランクトンの生息調査を実施いたしました。年間を通じての実施で、海洋センターが主体となって行いました。また、養殖業者に対する適正な養殖管理の指導と、それから動物用医薬品の適正使用の指導を通じ、水産物の安全性を確保する取り組みです。年間を通じて計画的に行いました。

次は、食品の衛生管理対策です。写真は残留農薬の検査の状況です。食品の衛生管理につきましては、府内で流通する食品などを収去し、放射性物質、残留農薬、食品添加物などの検査を行いました。保健所が計画的に、管内のスーパーなどの小売店から商品を収去して検査したものです。また、検査とあわせ、農産物直売所関係者への研修会を開催するなど、食品製造事業者への指導を行っているところでございますが、札幌市内で発生した「浅漬」による食中毒事件を踏まえた対応として、従来の製造事業者に加えまして農産物直売所などの比較的小規模なところについても、きめ細かく指導を行いました。

次は、食品製造事業者に対する指導です。食品事業者の自主的な衛生管理の推進ということで、保健所の職員が食品衛生推進員や食品衛生指導員と一緒に、地域の事業者への巡回指導という形で入っているものです。年間5,500件につきまして継続的に、系統的に実施しました。

次に、食品表示の関係です。食品表示パトロールということで、食品表示については複数の部局が関係しますので、関係職員が連携してきょうと食品表示パトロールチームという形で取り組んでいます。食品表示110番に電話で情報があつたものや、あるいは定期的に計画的に調査に入っているもので、年間を通じて300店舗の調査に取り組んでいるところです。

次に、食の安心・安全協働サポーターです。これは、府民の方々が日常生活の中で、例えばお買い物されるときなどに食品表示を見ていただいて、気づいた点があれば府のパトロールチームに連絡、情報提供していただくというもので、ボランティアでお願いしているものです。そのための養成講習会ということで、研修内容としては食の安心・安全に関するトピックスや、食品表示についての基礎知識をお話しさせていただいており、府内で今年度は12カ所で開催しました。

次は、GAPです。農業生産活動の各工程において、法令等に即した取り組みを行うというのがGAPの考え方ですが、それを取り入れる農家につきましては、きめ細かな指導が必要であるということで、実際に農家に入りまして具体的に評価、指導するという指導者を養成しているところです。府の普及指導員やJAの営農指導員にこのような研修を受けていただいて、指導員として、農家におけるGAPの取り組みの推進、指導を行っていただいているところです。

次に、エコファーマーの関係です。これはエコファーマーの認定を広げるに当たり、メリットを実感していただくことが必要ということで行っております。販売促進のための消費者との交流会として、市販の農産物とエコファーマーの農産物の食べ比べをしていただくものとか、農場での消費者との交流や、あるいは消費者に生産現場を見ていただくという取り組みをして、消費者とのつながりをつくり、交流しているというものです。

次は、きょうと信頼食品登録制度です。食品製造事業者における品質管理の向上と生産、製造情報の開示を求めるという形で、きょうと信頼食品登録制度をつくっております。具体的には、京の食品安全管理プログラムを普及させ、信頼食品登録制度の登録を増やそうとしているものです。今年度は、新規で5カ所の事業所を登録したところですし、食の安心・安全フォーラムでは、登録をいただいた事業者の方に、実際の取り組みを紹介していただくとともに、消費者との交流を図っていただき、食への信頼を推進しています。

最後になりますが、放射性物質検査の関係です。左側にありますように、食品の放射性物質検査ということで、簡易検査器、それからゲルマニウム半導体検出器の精密検査機器を新たに導入しまして検査を行っています。流通食品の検査については300検体、府内産の農林水産物については400検体を検査しました。検査結果としては全て基準値以下です。それから、放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、国の4省庁、京都市とも連携して開催しました。222名の参加を得まして、参加者の感想としては、国などの説明が聞けて理解しやすかったという評価、これからもこのような意見交換会を実施して欲しいという感想が得られました。

パワーポイントについては以上です。

それでは、資料をご覧ください。資料の2ページをお願いいたします。24年度は現在の計画の最終年度になりますので、その中で設定していた数値目標を説明させていただきます。

取り組み内容として、相互理解と府民参画、監視・指導の強化、安心・

安全の基盤づくりという3つの柱立てをしまして、合計取組数として39の数値目標を設定しております。そのうち計画達成、100%の結果が得られたものは29項目ということで、割合は74%です。

3ページをご覧ください。これは、100%となったものから抜粋して示しているものです。今、パワーポイントで示したものが多く出ておりますが、それ以外のものを説明いたしますと、①の2番目、食に関する指導計画の策定学校数で、府教育委員会所管の全校でこの計画が策定できたものです。②の4つ目、無承認無許可医薬品の監視につきましては、予定どおり100%、1,000店舗を回らせていただいております。③の安心・安全の基盤づくりにつきましては、農薬管理指導士の認定ということで、1,017人、目標を少し超えた数字を達成することができました。トレーサビリティシステムの確保された鶏卵・鶏肉取扱店舗数については、82店舗、162%を達成することができました。

5ページをお願いします。ここにつきましては、達成率が80%未満の取り組みについて、その理由と今後の取り組みを示しております。メールマガジンの会員登録者数につきましては、54%にとどまりました。これは、PR不足や、配信内容の魅力が不足だったと考えておまして、今後アンケートなどを実施し配信対象者のニーズを把握しながら、配信方法も含め見直しを行っていこうと思っております。

次の食の安心・安全協働サポーターですが、呼びかけ対象を限定したため、26%の達成にとどまっています。今後計画的な食品表示の研修や継続的な情報提供により、サポーターの皆さんの知識・資質の向上を図りたいと考えており、サポーター数の増加についても引き続き努めていきたいと考えています。

3つ目、認証GAPの件数です。目標に対して40%の達成となっております。GAP手法を導入する産地については増加してきているのですが、認証に経費がかかるなどの理由から認証まで至らず、未達成となっております。今後は、認証が取得できる産地の育成と合わせて、取り組みの高度化を支援していきたいと考えております。

次、自主的に成果物の残留農薬分析を実施する直売所数でございます。これは、23年度は24カ所で100%以上でございましたけれども、国の支援制度がなくなったということもあり減っています。今後は、分析と一体として取り組んでいる農薬使用履歴の記帳指導などを引き続き進める中で、導入可能な国庫事業等も検討していきたいと考えています。

最後の、きょうと信頼食品登録事業者数ですが、達成率は38%となっております。登録基準である工程管理表の作成などが苦勞するなどの理由で

登録数が達成できませんでした。今後につきましては、この制度に取り組むことによる事業者のメリット感を高めながら、業種ごとに戦略的に登録推進を図りたいと考えていますし、現在、全ての登録が一つ星レベルですが、さらにワンランク上の二つ星レベルにも取り組み、挑戦する事業者の推進を図っていきたいと考えています。

7ページ以降は個別の取り組みについて詳細に示しています。7ページの真ん中に未達成の理由を書いています。80%未満のものにつきましては、今説明したところがございますが、この未達成の理由につきましては、100%未満のものについては記載させていただきました。

資料の1の説明は以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事前に配布していただきましたので、お目通しもいただいていたかと思いますが、今パワーポイントも使って説明いただきましたけれども、御質問がありましたらお願いします。

少し気になったのですが、未達成の⑳認証GAPのところ、経費が必要だと言われているのですが、それを乗り越えてやる方策があるのですか。

(事務局)

認証GAPは、当初の数値目標は認証に至るということの数値目標にしていました。ただ、GAPについては認証機関による審査を受けて、それで初めて認証されるということですが、認証機関は当然経費が必要です。それも一回取ったらおしまいではなく、継続して必要です。書類出せばおしまいではなく、検査員が現地へ来てチェックするという形で手間暇かけてやりますので、当然その分検査料にはね返るという形です。このようにこのGAPを取ろうと思うと経費がいる、これが例えばヨーロッパに輸出して、ユーロGAPを取ろうといった場合には認証料を払ってもそのメリットがあるのですが、小規模なところや京都府内の一般的なところでいくと、なかなかそこまでいかない場合が多いということでこういう結果となっています。

ただ、数値目標はこうなのですが、ここで最初に目的にしたのは、認証を取るというよりもむしろそのようなGAPの手法を生産現場で生かしてもらおう方が、本来我々の目的とするところではないかと考え、今回はこういう総括にはしていますが、来年度からの次の行動計画においては、GAP手法を生産現場で生かしてもらおうと、そのところをしっかりとやっ

ていこうという方向に見直すこととしています。来年度からの取り組みについては、5件とか2件とかいうことではなく100件以上というもっと広げるような形で、それも個々農家だけではなく産地としてしっかり取り組んでいただく方向がより望ましいと思ひ、そういう形で見直していきたいと思ひています。

(会長)

こういうものは、その認証をとってくださいというお願いをするのだったら、それなりのサポートが必要だと思ひます。

(委員)

直売所などについても国の支援が無くなって農薬の検査が減ったという話でしたが、じゃあそれを今後どうしていくのかということが大事だと思ひていますので、その辺を少し考へていただきたいと思ひております。

それから、きょうと信頼食品の登録制度も、確かにたくさんの認定目標をあげてらっしゃる。だけど実際見ていると、本当にそんなに急に増えるものではないと思ひます。少しずつでも良いので認定を増やされることに向かっている動きを心がけていただきたいと思ひます。

(事務局)

有り難うございます。ご指摘のところ、そのとおりだと思ひます。そういう取り組みをしていきたいと思ひます。直売所のところは、ここでは検査としていますけれども、もう少し幅広に捉えて、指導者を数多く置くとかという形で全体のレベルアップを図るような取り組みも含めて、さらに展開していきたいと思ひます。

信頼食品登録制度については、やはりこういう取り組みをしたことによって、食品事業者の意識向上、いろいろな取り組みのレベルアップ、それにつながっているということを改めて実感しています。正直言ひまして、なかなか大変だとは分かっているながら食品関係の団体と一緒に進めてきたのですが、やはり京都特有の匠の技というのですか、そういう小規模なところでもしっかり取り組んでいって、食品衛生のレベルアップ、それから今までのよさを生かしていくという取り組みが出てきているということで、これはさらに広げていく必要があると。ただ、やはりご指摘のあったように、もっと消費者、お客さんへのPR、それが事業者に戻ってくるという取り組みが必要なのだろうと思ひています。そのところが今まで不足していたと思ひていまして、パンフレットの作成やそれ以外にもい

ろんな展開を食品産業協会さんと一緒になってやっていく工夫が必要だと思っています。

(委員)

質問させていただきます。5ページの、食の安心・安全協働サポーター、「くらしの安心推進員」というのは、食だけではなくくらし全般の安心という意味の制度なのですか。

(事務局)

京都府の消費者の色々な取組の中で、くらしの安心推進員というものを置いています。それはやはり、オレオレ詐欺など色々な消費者関係のトラブル、これを府民の方々がリーダーとなり、その方々が周りの方に色々な情報をお伝えすると。そういう形のくらしの安心推進員という制度がもともとありました。現在、府内で500人を超える方が、くらしの安心推進員ということで登録いただいています。

そういう中で数年前から、このくらしの安心推進員に更に食品の関係についても目配りしていただくということで、研修を受けていただいて登録をする。色々な研修だけではなく、定期的に情報を送るということも含めてやっていく中で、周りの食品表示でちょっと気が付いたこととか、おかしいよということを経験提供していただこうと創設したという経過があります。繰り返しになりますが、消費者の取り組みとしてあったものに、食の安心・安全の取り組みをやっていただこうということになりました。

(委員)

そうすると、ここの目標1,000人で実績が258人とは、先ほど既に500名が登録しているということでしたが、これとの関連については。

(事務局)

くらしの安心推進員が500名強ということですので、全員加わったとしても元々それだけということです。そもそも最初の1,000人という目標が高いということがあるかもしれませんが、くらしの安心推進員以外も含めて取り組みを広げる必要があると思います。一方、来年度からの取り組みとして、府の消費生活安全センターでは府内全域で1万名を目標に増やしていこうという取り組みもあります。その辺りとも連動させた取り組みもやっていきたいと思っています。

(委員)

具体的には推進員にどのような形でサポートできるのですか。

(事務局)

当初の目的は、このサポーターの方が食品表示について気がついたら情報提供する、よくわからないけど何かどうもおかしいみたいとかという情報を京都府にいただくということをそもそもの目的として立ち上げています。ただ、やはりこの間やっていると、そこまでなかなかいかない方がおられるなど。もう少し食品表示について情報提供をすることが必要だと思ひまして、今年度はその辺の取り組みを、回数や中身も少しレベルアップさせるような取り組みをしました。そうすると、やはり反応がありまして、例えばアンケートでも、こういう基礎的な知識をもっと知りたかったし知ってよかったというようなお話も聞いています。

ただ、やはり活用の仕方が、我々に不足していると思ひて、そういう取り組みにプラスして、例えば来年度から府民参画の一環としてアンケート調査で、どういったことに不安を感じておられるかとか、どのような取り組みが必要か、そのような御意見をいただくようなこともやれたらと思ひています。

(会長)

他にございますか。

(委員)

それにつきまして私もすごく気になりました。色んなサポーターだとかあるのですけれども、受けた方もいざ活動をするとなると何をやっていったらいいのかわからないということがあります。例えば定期的にレポートを出していただくとか、何か働きかけが必要だろうと思ひます。それと一番大事なものは、やはり若い人たちが食のことで一番色々考えていますので、こういう人たちが動けるように、インターネットを使つてのアンケートとかもしていただければありがたいと思ひました。

(会長)

他にございますか。

(委員)

2件ありまして、1件は3ページ3の最後のところですが、

トレーサビリティシステムの確保された」というところですね。目標が50ですけれど、全体として達成率が何%なのか、例えば上から2番目の学校ですと全校での策定が完了しているということで100%だと思うのですけれども、この50という計画自体が道半ばでどこまで行っているのかということがわからないので、164%ですけれどもこれはどこまで達成できているのかというのを知りたいのと、もう1件は、5ページの直売所のところですね。基本的にはこれは、商売しているので、売っているところが自分のところで検査するというのは当たり前だと思うのですね。そこに補助が出なくなったからやらないというのはおかしい話だと思います。例えば府の方でこの直売所はこういう検査をしていますよという基準をつくって、その直売所に対して府の認証を与えるみたいなことをやると、売っている本人たちが自分で努力をして検査をする、府はそれを認めてあげてより商売をしやすくしてあげるようなインセンティブを与える形に持っていければ、有効に予算が使えるのではないかと思います。その辺をどう考えておられるのか。

(事務局)

直売所の関係ですが、直売所といっても千差万別あります。無人のところから、最近になると年間売上げが1億円を超えるような直売所も出来つつあります。ですからやはり、対象としてはそういう規模の大きなところは社会的な責務、役割も果たしていただくべきだと思います。そういう中で、普及センター、それから保健所も先ほども少しスライドで紹介していましたが、ああいったことだけではなく、これはもうやっているのですけれども、表示の関係の指導、啓発をやった上でそういう検査、調査といったこともやりかけています。そういう中で、規模の大きいところから順次そういう形の指導、啓発、調査そういったことをやっていきたいと思えます。

この農薬も含めまして、今おっしゃっていただいたこと、やり方については例えば他県でも自分のところはこういうふう頑張っているという宣言みたいなところもありますので、そういうことも研究させていただきたいと思えます。

それから、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティのところですが、私質問の趣旨がよくわからなかったのですが、計画案の50というのがよかったのかどうかということですか。

(委員)

トータルで店舗数が何店あるのですか、把握されておられるだけで。

(事務局)

消費量に対するどれぐらいのシェアでしょうか。

(委員)

店舗数が実質 82 店舗で実施されたわけですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

82 というのが全体の何パーセントなのかと。

(事務局)

申し訳ありませんが、今そのようなデータを持ちあわせてはおりません。ただ、卵と鶏肉としておりますが、卵については大体府内の生産農家が、このトレーサビリティシステムを導入しているところが主体でございますけれども、府内での消費量に対する府内産の出荷量は 3 割程度かと思っています。府内で生産されている 3 割のかなりの部分が、このトレーサビリティシステムの対象になっていると思っています。

それから鶏肉につきましては、実は京都府内で生産されている鶏肉が京都府内で消費されているのは、例えば料理屋さんであるとか特定のところにいっているということで、ここのトレーサビリティの考え方は、府内の府民の方が消費されるものを対象にということですので、鶏肉については京都府内に出荷されている他県のところ、例えば兵庫県であるとか宮崎県、そういった他県のところでの生産者、流通事業者のところでもこのトレーサビリティシステムを取り組んでいただくようにお声がけさせていただいて、そういう広がりは出ております。そのところでどれぐらいのシェアかというのは、今データ持っていません。

(会長)

ほかにございますか。

(委員)

5 ページのメールマガジンと、食の安全という 8 番、あと 5 番、9 番、

こちらはくらしの安心推進員へのPRとか対象とされていますけれども、くらしの安心推進員が増加していくことが前提でこれを書かれていますので、他団体、栄養士であったりとか野菜ソムリエさんであったりとかそういうところへ研修を行っていかとか、そういう他の方の力をもっと活用していくお考えはないものですか。

(事務局)

おっしゃるとおりでして、本来の目的であればもう少し幅広に取り組むべきだと思います。そのところでどうしたらいいのか、更に具体的な取り組みを考えていく必要があると。中で議論していく中で、今まさしく委員がおっしゃられたようなことが必要であるということで、やっていきたいと思います。

それとあわせて、メールマガジンのところについて、先ほどアンケート調査と言っていました。他県の事例もいろいろ見ていると、大体うちのメールマガジンと似たような例が多いのですが、対象者を絞り込んで、例えば事業者であるのか消費者であるのか、複数でもいいのですが、そういった形で配信されているところもありますので、そんなような工夫も必要かと思っていて、一度になかなかできないところはあるのですが、まさしくおっしゃっていただいたことは課題だと思っておきまして、取り組んでいきたいと思っています。

(会長)

例えば11ページがそうなのですが、前年度に比べて2倍とあるのですね、目標が。それから15ページもそうだけど、前年度が200に対して5倍を目標にしたと。意気込みはそれで行こうということだけれども達成率が低くなっていますけれども。次に向けては、今おっしゃった御意見を参考にやっていただけたらと思いますけれども、これまでの施策の実行に関してのところでは何か御質問ございますか。

(委員)

全体に関することです。この3年間の計画を立てていただいて、24年度の検証もきっちり、計画に対して何パーセント達成できたかという実績を評価していただいて、PDCAサイクルを回していただければいいというのとはとてもいいことだと思いますし、他の色々な審議会に行かしてもらっているのですが、ここまできっちりされているのは食の安心・安全審議会だけなので、それは大変いいことだと思います。

でもこの計画を立てて一番大切なのは、こういう事業を実施した結果どうなったのかという結果であって、例えば食品衛生監視指導をしたら食中毒はどれぐらいの発生件数になるのか、食いく先生を養成したら子供たちの食の状況がどう変わったかとか、食品表示の不適切な表示はどれぐらい減ったかとか、そういった結果をモニタリングしていく必要があると思うのです。食品表示が一つもない店舗が3%あると出たので、じゃあそれをゼロにしようとか、そういった結果評価をもっと今後は盛り込んでいくべきと思うのですが。滋賀県は食中毒を、今年間何件発生しているからそれをどれぐらい減らそうかという目標を掲げていると聞きましたので、京都府は、そういう結果評価をモニタリングしていくおつもりがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

指標の数値目標のとり方について、出来るだけアウトカムの、具体的なこういう取り組みをやりましたという数よりもむしろ成果をとられるような数値目標にすべきだというご指摘です。そういう形であるべきだと思って、次の行動計画の中で出来るだけそういう形ができないかという検討をしてきたというところです。その結果、一部そういう形に変えたものもあるのですが、中で議論する中で、数値目標の設定の仕方で実際問題難しいものもあって、まだまだそう出来ていないものもあるというのが実態です。例えば食品表示の関係であれば、現在はパトロール数であるとか件数をあげていますが、次の行動計画では適正表示の割合を90%という形に変えております。ただ、調査の仕方によって変わってくるので、そのところを検討する必要があると考えているところです。

あと、もう一つは全体の話で、先ほど協働サポーターのアンケートとしていましたが、府民の代表の方という位置付けで、サポーターさん、府内全域に京都市内だけではなく全域におられますので、そういう意味でそういった方を対象にしたアンケート調査でも、定点観測的なものやっていくことは考えていきたいと思えます。

食中毒の関係は中で議論したのですけれども、対策をしてもすぐに結果が出るというものでもないこともありまして、今回はそこまで数値目標に上げてないというところです。

(事務局)

食中毒には色々な要素がありますので、例えば汚染された原材料が他府県から入ってきた場合もありますし、色んなケースがございますので。

(委員)

色んなケースがあるけれども、やはり京都府内の食中毒の発生を防止する為に一生懸命食品衛生監視指導計画を立ててやっているのだから、やはり食中毒が減らないと目的達成したことにはならないのではないかなと思うのですね。だから、この評価を見ると、100%そういう経過評価になっていて、何か一つでもそういった結果評価を盛り込んでいただけたらと思います。

(事務局)

来年度からの次期行動計画の中ではちょっとそういう。

(委員)

そうですね、はい。その次のことですね。

(事務局)

なかなか実際問題、調査の手法とか難しいことがあると思いますが、姿勢としてはそういう形で。

(委員)

難しいことはわかるのですがね。例えば先週、管理栄養士の国家試験ありまして、私たち100%を目指しているのですが、達成不可能ながらも一応数値目標を出してそれに目指してやっていますので、よろしく願いいたします。

(会長)

今、次期の行動計画にその姿勢が生かされているかどうかというのは、次の2番目の協議事項として審議いただくわけですがけれども、時間に限りがありますので、これまでの平成22年から24年度3年間の計画が実施されて、特に平成24年度について、あと御質問がなければ、これでよしとしてよろしいですか。最初に説明がありましたように、取り組みの中で100%達成というのは4分の3ということです。それから80%以上の達成が87%ということですがけれども、行政がおやりになった部分、監視指導の強化に関しては全て100%であったと。ところが相手がいるところでは、まだ未達成の部分もあるという状況ですがこの分については、まあまあ出来たということにしてよろしいですか。はい、ありがとうございます。

ます。

それでは、2番目の「京都府食の安心・安全行動計画（平成25年度～27年度）の施策の目標」ということで、特に平成25年度について、これまでの議論を踏まえた上で、この案について御意見がございましたら、お聞きいたします。その前に、事務局のほうから御説明お願いできますか。

（事務局）

それでは、資料47ページ、資料2をお願いします。25年度からは新しい行動計画でありまして、今回初年度ということですので。

48ページをお願いいたします。新しい行動計画の概要について示しています。主な取り組みと数値目標です。四角のところに書いておりますように、数値目標につきましては現行計画の39項目から48項目に2割増やしまして、うち新規については21項目ということで見直したところです。中身につきましては、前計画では3つの柱でございましたけれども、新たに食品中の放射性物質に関する案件を上げまして、4つの柱としているところです。

①ですが、第一の柱として放射性物質に関する食品安全管理体制の強化ということで、新規で設定しております。2番目の柱ですけれども、食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大ということで、充実しております。具体的にはこの下に書いてあることでございます。それから③、④の監視・指導計画の強化、安心・安全の基盤づくりについても中身を充実させているものでございます。

49ページをご覧ください。先ほど言いました、48項目についてそれぞれ列記しているものでございます。23年度の実績が新しい行動計画における現状の数値でございまして、27年度目標が行動計画の中で目標値と設定しているものでして、25年度につきましては、四角で囲っているところを目標に掲げて取り組んでいこうと考えているところです。

それから、取組のところで丸で囲った番号がありますが、それはそれぞれ51ページ以降の個表にあげているものでして、51ページのところの最初の放射性物質に対する安全管理体制の強化では、数値目標①〔新規〕と書いておりますが、このように〔新規〕と書いておるものが、文字どおり新しくこの計画から設定した数値目標です。

以上でございます。

（会長）

御質問、御意見をお願いします。

(事務局)

それから別冊で渡しております、青い冊子です。議会で議決を得た行動計画だけでは一般の方にとって分かりにくいということもありまして、写真、イラスト、それから条例を紹介するパンフレットも入れて作ったものです。初めて条例というものについて知っていただいた方が、このパンフレットを手にとられた時も分かりやすい内容にしたものです。色んな機会でも配布していこうというものです。

(事務局)

今のこの中身で、数値目標の考え方も入れております。数字だけではなく、この数字はなぜこういう形でやるのかということもあわせて記載したつもりです。

(会長)

事前の配布ではこの別冊がなかったので、御質問、御意見がございましたら。

(委員)

いつも同じことで大変恐縮なのですが、食いく先生、リスクコミュニケーター、安全協働サポーター、この登録目標数は目標として上がっているのですけれども、この育成された方々がどのように活動したのかという小目標が上がっていないので、ただ登録だけで終わるという事が、この3年後も続くと予想してしまいます。その小目標をつくるのは難しいものなのでしょうか。

(事務局)

リスクコミュニケーター、当初のこちらの思いと現実の動きが少し違っていて、そここのところがうまく動いていないと思っています。そここのところは工夫が必要だということで、実は今までこういう育成研修、リスクコミュニケーター、やっていただいた方で比較的動いていただいている方と動けてない、こちらとして活用出来ていない方、両方いらっしゃいます。例えば、消費者団体などでリスクコミュニケーター育成研修されている方は、本来そういう業務があるのでしょうけれども、得られた情報、知識そういったものも活用されながら新たな企画、取り組みもされているところですが、そうでない方もおられますので、そここのところは課題だと思って

います。あと、リスクコミュニケーターについては、最初から育成対象をそういうような方々を対象にした取り組みということで、意識してやりかけています。例えば地域のリーダー的な方々を対象にやるということもやりかけつつあるところです。

あと、食いく先生のところについては、食の安心・安全と少し中身が違っているのでもっとしっかり書いてないのですが、ここについては他県の事例も見ながら制度としてつくってきたつもりです。先ほどありましたが、食育の関係、かなり京都府内の学校でそれなりに進んできているのですが、学校の先生方、栽培であるとか調理とかそういったところが少し不得手なところがございます。ただ食育の取り組みの中で大切なことは、子供たちが体験してやるということです。そういった取り組みをサポートするために、農家の方であるとか、調理の技術を持っておられる方たちを対象に食いく先生というものを立ち上げました。これについては、ほかの県は食育ボランティア的な制度が多いのですが、京都府の場合は、最初からかなりのレベルの方、しかも学校での実績のある方、この方を対象にしてやるということでやっておりまして、最初11人を選じたのですが、最終的には2年間、全体で100人ぐらい。京都府内の学校で給食をやっているところが250程度ありますので、そういったところを対象に一定数やっていこうということで、交流会、研修会やりましてもそれなりの人数が集まっていますので見込みはついていきます。それから学校とのマッチングを京都府が仲介してやっていくということで、教育庁を含めまして連携してやっていくということを今やりかけています。そういう中で当初としては学校の現場で栄養教諭の先生方がやっておられるのですけれども、そういう方々に知ってもらわないといけませんので、この2月、3月学校栄養教諭の集まる中で講師としてお願いしてもらったりとか、デモンストレーションの形で授業をやってもらったりとかしながら、新年度からマッチングができるよう準備、一緒になって進めつつあるところです。

協働サポーターについては、先ほど申しあげましたように、利用の方法としては今までの取り組み以外に、府民の意識、消費者の意識、そういった面で色々な情報をいただくということも含めまして、活用方法と言ったら失礼ですけれども、活動していただくところを無理のない範囲でできる場所で考えていきたいと。

(委員)

食の体験農場や、食いく先生に関しては派遣するという数字が必ず出てきますので、その数字を何年度は何件、登録した中で派遣数をこうする、

食の体験農場の使用数をこれだけにしていこうということをしていかないと、ただ登録数だけがふえて実際稼働しないと私は考えます。

(事務局)

食の安心・安全行動計画からピックアップしているのでこの分だけですが、おっしゃったようなところは確かにそうだと思います。そのところ現在作業中なのですが、来年度の運営目標で織り込んでいく形で動いています。実は食いく先生の派遣は、今、議会の最中なのですが、議会の来年度の予算案でお願いしておりまして、その中で広域的に動かれる部分については派遣経費もみていきたいということです。

(会長)

今、御意見を聞いていただいて、その方向で動いているというのは今回わかったことですから、目標を定めて達成できるかできないかだけではなく、その結果成果がどうなったかという視点も今後は入れていただくということです。

他に御意見、御質問ございますか。

(委員)

49ページに書かれている京都食の安心・安全フォーラムの開催ですけれども、これ年一回という形で書かれていますが少なくとも1回以上はやりますよと考えていけばいいのではと思います。去年やりましたことを振り返ってみますと、京都府やあるいは信頼食品についての情報が欲しいという期待が大きいのですけれども、非常に時間が短く、後からお叱りがありました。来年度は少し工夫する必要があると思っています。このフォーラムは、信頼食品制度というのと、京都府の食の施策のお話と両方盛りだくさんに入れています。皆さんは京都府が今どういうふうになっているのか、そしてどんなふうになっているのか、せっかく検査しているのにその結果どうなっているのかという、その辺を含めて知りたいと思っておられます。やはり面と向かって話せる、あるいはコミュニケーションをとれるという機会ですので、2回に分けるなど工夫し、両方とも大事にして欲しいと思っています。

(事務局)

有り難うございます。府の施策について、後でリスクコミュニケーションの取り組みの考え方のところで触れますが、来年度からはもう少し京都

府の試験研究機関で現場を持っている、栽培とか検査の現場を持っているところがあります。そういうところを活用して府民の方、消費者の方に来ていただいて、一緒になって情報提供する、学ぶ、そういうことを少し増やしていきたいと思っています。その中で京都府の施策について意見交換、知ってもらい、御意見いただく、そんな展開をしていきたいと思っています。どうしても1回だけですと、京都市内が中心になりがちですので、府の施設、府内各地域にありますので、それを活用して北部の方、南の方も参加していただきやすくなるのかと思いついて、そんなことを考えています。今、委員がおっしゃられたことも頭に置きながら、そういう取り組みをやっていききたいと思います。

(会長)

それで今のところ、府民参画の推進ということで、例えば⑩に年間4回とか。食の安心・安全フォーラムという大きなものは1回だけれども、ということですよ。

他に何か。

(委員)

一般的に考えますと、48ページの、数値目標が2割増えているのですよね。数値目標が増えたことは我々としては嬉しいと思うのですが、事業として2割も増えると大変かと思うのですが、その予算が増えるとか、府の施策としてサポートがあるとか、やっていけるのかということが一つですね。あるいは今までの取り組みの中で、今委員がおっしゃったように、例えば府民参画を推進するフォーラムや、交換会があって、削っていくところがあるのを考慮してもやはり2割でいいのかという、その辺どうお考えかと思いついて。

(事務局)

2割の増加のところですが、これは我々の次の行動計画を検討する時に全体として見直していく、その中で先ほど御指摘があったように、出来るだけアウトカム的なところも、調査とか難しいところはあるにしても方法としては考えていこうという、それも作業する中で結果としてこうなったというのが現状のところ。その中で、先ほどありました、食いく先生や食の体験農場は新しい取り組みで、予算措置されているものもありますし、予算措置は無いけれども、従来の取り組みの見直しの中で新しい展開という形で上げているもの、これが食の体験農場などです。それから放射

性物質検査についても、この2年間やってきた行動計画で上がってなかったもので、もう少し中期的に継続してやっていくということで新しく今回上げたというものです。それ以外については、見直しの過程の中で切り口を変えるとという形で従来のものを見直して、新しい課題に取り組むというような形で結果としてこういう形、2割増ということになっております。その中で、具体的な取り組みを想定しながら数値目標を掲げておりますので、最初から業務量が膨大で出来ないということではなく、チャレンジする目標としてやっていくということで考えています。

(会長)

ちょっと微妙なとこなんですね。普通、事業をやられている方、委員もおられますけれども、今回みたいに2割も事業計画を増やすというと、それなりの覚悟が必要だろうと心配でおっしゃった訳ですが、リニューアルもあるし、他の団体や他の部門と協働してやるものもここでは新規に入れているということもありますので、目標としてはやっていくという覚悟ですよね。

何か御質問は。

(委員)

細かいことですが、71ページの「環境に配慮した食品生産等」の中で、京都こだわり農法取組面積を拡大していくということになっているのですが、このこだわり農法というのは、基本的に、京都のブランド産品を出荷する農家に求められる農法でありまして、どちらかというと私どもが見る感じでは安全・安心というより、生産拡大にかかる数値を示されていると思うのですが、これはそういう京都府の生産振興の計画とリンクした計画になっているのかどうかということと、実現可能かどうかということをお聞かせ願いたいです。根拠があるのかどうかということですね。

それから、先ほど議論になっていました、58ページの食の安全・安心協働サポーターですが、これの目的がもう一つ、私も先ほど聞いていてわからなかったのですが、府民との協働という名のもとにたれ込みをさせようという話ですが、それで社会がよくなるのかなと。人の気持ちマイナス面に向かないのかなということがあって。やはりそのような事は府民にさせるのではなく、警察OBとかに任せたらいいのであって、これで本当に安全・安心の理解が府民に広がっていくのかなあという、そこは若干疑問として残りましたので、意見として申し出ておきたいと思います。以上です。

(事務局)

まず、食品の表示の関係ですが、情報提供ということもあるかもしれませんが、普段から買われる時に、これ大丈夫かとかそういうことを聞いていただくだけでも随分違うと思っています。正直言いまして、検査で回っているだけでは膨大な数でありどこまで行けるのかと。むしろリスクの高いところとか、そういうところを集中的にやっていく手法をとっていますので、もう少し幅広な取り組み、普段からそういう意識を持ってやっていただいて、何かあれば改善するという形で取り組んでいきたいと思っています。我々も食品表示の摘発という言い方もしていますが、監視指導をする中で悪質なもの、故意に継続的に長期間にわたっているもの、これはしっかりと対処するという姿勢でやっていますが、そうではない、たまたまミスしたとか、知らなかったということでは、そういう啓発をさせていただいて、そこからというスタンスとしてやっています。ただ、健康にかかわるようなもの、これは別ですけれども、一般的なものはそういう姿勢でやっております。

京都こだわり農法、基本的には京都府の色んな生産計画と連動するという考え方でやっております。生産者段階とも調整しながらやっていきたいと思えます。こういう京都の野菜の良さを生かしていくという取り組みも広げていきたいという思いで取り組んでいます。

(事務局)

お手元の資料の42ページを参考にさせていただきたいのですが、前計画ではこだわり農法によります出荷量ということで数値目標を上げております。ところが今委員のほうから御指摘ありましたように、京都こだわり農法としましてはブランド産地支援ということでやっています、ブランド認証品目ということでございますが、出荷量で見ますと結構気象条件とか色んなところで不安定な部分もございしますので、次期計画ではある程度生産者等のすり合わせもございすけれども、やはり生産量のベースになります、取り組みやすいというところで、品目ごとに拡大計画がございすので、それを積み上げた形で取組面積という形で上げさせていただいたということでございます。

(事務局)

よくすり合わせしながらやっていきたいと思えます。

(会長)

他にございますか。

(委員)

もう十分にやってもらっているとは思っているので、確認なのですけども、京都市との協調連携体制がどうなっているのか、現状を教えてくださいなればと。

(事務局)

そのところではやっぱり過去には色々あったのかと思います。それぞれの分野ごとの取り組みで、その連携の対応が違ってきていると思います。例えば食品衛生法でいいますと、京都市内は京都市が所管するところで、京都府は京都市以外のところが食品衛生法の所管という形で、それは役割分担しながら互いに情報を相互に共有しながら、現場で連携してやっていくというような形です。それ以外のところでも色々あるのですが、例えば食品表示の関係につきましては、JAS法、これは京都府が京都市内も含めて所管しています。食品衛生法は今申し上げたように京都市の保健所が所管されています。ですから、京都市内の店舗を表示の関係で回るときには、出来るだけ可能な範囲で一緒に回るという形でやっています。それは何かの都合で具合が悪い時があったとしても、調査に緊急に入らないといけないという場合でも、互いに関係する者が情報を共有しながらやっています。

それから、先程も出ていましたけれども、色々な市民啓発、府民啓発そういったもの、具体的には放射性物質のリスクコミュニケーション、比較的規模の大きい講演会、これを京都市内でやるときには共催でやる、京都府ないしは京都市どちらかが時間の関係で一方だけ情報提供をする場合については、両方併せて紹介するという形でやっています。これに限らず、順次気が付いた時点でお互いやりとりしながら、出来るものは一緒にやるという形でやっています。

(委員)

では、25年度のこの案に関してはだぶっているところも無いですし、協力しながらされているという理解でよろしいですか。

(事務局)

基本的な姿勢としては、そういう形でやっているつもりです。

(会長)

次年度からの行動計画、特に平成25年度の計画については、皆さん方の、今出ました質問とか御意見を踏まえてしっかりやっていただく、取り組んでいただくということによろしいでしょうか。それでは、この計画については了解したということで進めていただきます。

それでは、3番目の報告事項に移ります。事務局よりよろしくお願ひします。この資料は？

(事務局)

今の時間で言い足りなかったことがありましたら、意見を書いていただいて、私どものほうにファックスでいただければ有り難いと思っております。

(会長)

それでは、報告事項お願ひします。

(事務局)

それでは、報告事項の1番。平成25年度京都府食品衛生監視指導計画(案)について、資料3に基づきまして説明させていただくとともに、その後BSE対策の資料5につきましてもあわせて説明をさせていただきたいと思ひます。

報告の資料番号3のところでは、先ほど委員の方から連携の話がございましたので、この監視指導計画の7ページを先にお話しさせていただきたいと思ひます。食品衛生法は広域連携をつくっていかないとはいけませんので、広域及び他の都道府県の中の連携確保ということで、自治体関係間とのネットワーク組織を通じて情報交換、連携した取り組みをしていくということで、そういった組織を8ページに自治体関連連携組織として掲げております。それから京都市におきましては、これ以外にも定期的な会議を持ったり、放射能検査でも一緒に検体数の調整を行ったりしながら取り組んでいます。

それでは、計画案に入らせていただきますが、最初にこの計画案は食品衛生法の24条の規定に基づき毎年作成することになっているものです。この計画の中で、検査の計画についても盛り込んでおります。検査計画については21ページを先に見ていただきたいと思います。前々回の食の安心・安全審議会におきまして、皆様方から御協議、御意見いただいております。

ります。その意見に対しての府の考え方を24ページに上げさせていただいております。

検査計画につきまして、まず1番上のところに、750検体としその内訳として放射性物質について300検体、継続性を持たせて取り組んで欲しいということで、京都府としましても前年度の計画を踏襲して、継続性を持たせて実施していくことにしております。

それから、2番目の御意見ですが、漬物の微生物検査の検査を重点的にして欲しいということで、北海道で起きた漬物の事案がございましたのでこれにつきましても、大腸菌、腸炎ビブリオ等微生物検査を8検体16件の実施することにしていきます。

それから、生食用食肉の成分規格検査ですが、これも引き続き実施して欲しいということで、引き続き実施する予定にしております。5検体5件を予定しております。

それから、次に放射性物質の検査につきましては、平成24年4月からの新基準に基づいた検査を行って欲しいということで、新基準に基づいて300検体、引き続き実施することにしていきます。

それから、京のブランド産品につきましても、新たに認定されたものを出来るだけ加えて欲しいということですが、府内の流通状況を見ながら取り組んでいきたいと思っておりますが、検体確保が難しい場合には取れないということもあります。黒大豆等の検査対象を加えていきたいと考えております。

2-2の御意見として漬物検体数を増やして欲しいということで、これにつきましても実施することにしていきます。生食用食肉についても同様に実施する方向で進めております。

それから、団体等との意見交換会、結果報告会などをして欲しいということでございますが、これは消費者団体との意見交換会、先ほど第3回目にこの監視指導計画の御意見もいただいたりしてはありますが、消費者団体の対象団体数も増やして取り組んでいるところでございます。

それから、輸入品の検体数が減っているの、これを増やして欲しいと。体制強化も含めてということでございますが、輸入品の検体数については、全体のバランスを見ながら増やしていくことにしております。87から106と増加しております。その状況が23ページの横長の表ですが、こういった形で示しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

戻りまして21ページのところ、今お話しさせていただいたところをまとめたものですが、重点的取組事項といたしまして、放射性物質の検査、年間300。浅漬の検査、年間8。全体の流通食品の検体数は行動計画で

あらわした750検体ということで取り組んでいくことにしております。検査結果につきましては、前回も色々な御意見もいただきましたので、ホームページの出し方も工夫しながら、定期的に公表をしていきたいと考えております。

この検査計画の案をもとにした監視指導計画本体の案が18ページになります。ここに食品等の検査計画として一覧に上げておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、もう一度資料番号3の1ページに戻っていただきまして、監視指導計画案全体の内容でございます。「重点的取組」としまして、審議会での専門家の意見をお聞きする中で、今の放射性物質検査、浅漬食品の検査を新たに実施することにしていきます。生食用食肉、漬物業者への監視指導についても指導・啓発、注意喚起を行うことしております。それから食中毒発生時期の注意喚起、啓発の強化ということで、昨年宇治の災害の際におにぎりの食中毒がございましたが、災害緊急時での市町村関係機関との連携強化を進めていきたいと思っております。

それから、庁内部局との連携を行うこと、それから先ほど申しました、全国ネットワーク、広域化する食品の流通対策、そして食品衛生協会でも取り組んでもらっています、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」143名の方を委嘱しておりますが、巡回指導を行うことしております。それから関係部局と連携した食品表示パトロール、これに取り組んでいこうと思っております。あわせて、リスクコミュニケーションを推進し、また食品衛生監視員、京都府の中で100名ほどいるのですけれども、そういった職員に対しても人材育成ということで国の研修等を行っていききたいと思っております。

2ページのところに今の監視指導計画案の意見が盛り込まれております。消費者との意見交換会の第3回で上がった意見です。そういった意見を踏まえながら今のまとめをさしていただいたところです。

次に、11ページをご覧いただきたいと思っております。11ページの5番目(4)「と畜検査」というところです。と畜検査については、BSEなどの全頭検査を実施、特定危険部位除去を徹底しますとしております。これにつきましては、資料の番号5、28ページですけれども、BSE対策の概要という見出しをつけております。BSEにつきましては、牛の病気ということで感染牛の肉骨粉飼料を通じて感染が拡大したもので、平成13年の9月に千葉で初めて確認されたところです。それから既に12年程たっているわけですが、この間全国では1,370万頭の牛の、と畜場での検査を行ってきたところでして、36頭の感染牛が見つかったということ

です。京都府におきましては、これまで1万5,300頭余りの検査をやっているところですが、感染牛は見つかっておりません。それから、この肉骨粉につきましては、平成13年10月から飼料の使用を禁止しております。もう既に11年ちょっとたっているわけです。

それから、資料の30ページにBSEの出生年分布がございます。2002年が最終ということで、平成15年(2003年)以降出生した牛からはBSE陽性牛は確認されていないという状況です。こういった状況を踏まえて、平成23年9月に厚生労働省が食品安全委員会に諮問をしたところです。そして、平成25年10月に厚生労働省へ答申が出されております。その中身は32ページでございます。2月に関係省令、告示、通知の改正が行われていまして、一次答申、国内措置としてはBSE検査対象を20カ月齢超から30カ月齢超とした場合のリスクを比較。そして特定危険部位については、全月齢と30カ月を超えたものに変更した場合のリスクを比較したわけですが、それぞれリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるとの評価結果が一次答申で出されております。これを踏まえて本年2月に関係省令、告示、通知の改正がなされました。なお、今後さらに二次答申に向けて検討がなされているところです。

このような状況の中で、先程の食品衛生監視指導計画の、と畜検査については、BSE等の全頭検査の実施及び持続的危険部位除去を徹底します、こういう形で計画事案を上げておりますが、今非常に流動的な状況がございます。まだ二次答申がどのように出てくるのかということがあるかと思えます。それと、OIEで5月に恐らく総会が開かれます。そこで一定の判断、今、「無視出来るリスクの国」となるかどうかの申請をされておりますので、その判断が出てくる。そういった色々な要素の中で、この検査につきましてもそういった動き、国の動向、そして全都道府県、政令市の動向等を見ながら適切に判断をしていきたいと考えております。これにつきましては、どのような判断になるかですけれども、状況に応じてまた審議会に御報告させていただきたいと思っております。

以上で資料3、5について説明は終わりです。

(事務局)

それでは資料4「リスクコミュニケーションの取組の考え方」について説明させていただきます。

26ページです。目的としましては、先ほども言いましたけれども、消費者と関連事業者が意見、情報交換をすることによって、府民は食に対す

る正しい知識を身につけ、食品事業者は安全な食品の生産・製造に取り組んでいただいて、相互理解を深めようというものです。取組の考え方、取組（案）については、2、3で書いてあるところでして、1つ目としましては、体験型リスクコミュニケーションということで、府の施設などを活用し、検査の現場や農産物の生産ほ場などを見ていただく中で進めようと考えておりまして、具体的には府の農林水産技術センター、振興局、保健環境研究所、保健所等で開催しようと考えております。2つ目が、消費者団体と連携したリスクコミュニケーションということで、放射性物質や食肉の生食等のテーマにつきまして、100人程度で京都市内だけでなく、北部、中部でも開催したいと思っております。内容については、講演、グループ討論、全体意見交換ということで消費者団体のノウハウもいただきながら取り組んでいきたいと思っております。その他、国と連携したリスクコミュニケーションということで、放射性物質をテーマに開催したいと考えております。

（事務局）

それでは、学校給食のモニタリング事業ということで、資料6、36ページをお開きください。前回の審議会の時に、教育委員会として学校給食の放射性物質のモニタリングをするということで報告をさせていただきました。

41ページ、42ページをご覧ください。府内の19市町に参加をいただき、グループ分けをしまして計72回、併せて学校給食会の主食用の米と小麦について、12回検査をさせていただきました。

36ページをご覧ください。この検査をいたしました結果、全て不検出ということでございました。更に、調査委員会に事業評価をしていただきました。調査委員会のメンバーは38ページにお示ししたとおりです。ここでは、今回の検査によって、「保護者等に安心感をもってもらえた。」、あるいは先程からありますとおり、「府内流通食品や府内産農林水産物の安全性が維持されているということが裏づけられた。」という御意見をいただきました。それで来年度以降でございませうけれども、この事業は今年度で終わるということで今考えております。理由といたしましては、先程申し上げたとおり、モニタリングの結果、全て不検出であったこと、それから何度も申し上げますが、府内産農林水産物あるいは流通する食品の検査が本年度以降同等の形で実施されるということで、学校給食の安心・安全は確保できると考えられること、併せまして、これは文部科学省の委託事業だったのですが、来年度、被災9県を中心とするということになりま

して、全国で行わないということもありまして京都府は対象外になったということでございます。そのようなことで、今年度で終わらせていただくということで考えております。

今後でございますが、府が実施される検査結果の情報をしっかり子どもたち、学校に伝えていきたいということ、それから先程からありますとおりのリスクコミュニケーションに関しましても、子どもたちや学校にしっかり伝えていきたいと考えております。以上です。

(事務局)

資料7、資料8につきましては、時間の関係で御説明は省かせていただきたいと思っております。

報告事項は以上です。

(会長)

今、御報告いただいたところで何か御質問とかありましたら。開催結果とかの資料を後ろにはつけていただいています。

最後の60ページの食いく先生認定者、この方たちは実際には、それぞれに行っていただけの活動可能範囲というのは府内全域と書いてある先生方については、要請があれば行っていただけということですか。

(事務局)

それぞれ本業がある方で、考え方は有償ボランティアという考え方でやっております。そういうことがありますので、事前に、まず自分はどういうことが出来ます、こういう範囲で活動出来ます等々の色々な情報を出していただく、もしくはこちらから個別に取材させていただいて、その情報を学校にお伝えして、その中で当面は京都府のほうでマッチングするという形でやっています。ですから、今回特に最初ということで、見る方が見たらすごい方だなあという方々ばかりです。これについてはそれぞれ、JAグループ京都であるとか食品産業協会とか、色々な団体の御協力、御推薦もいただきながらということ。実は、そういう中でも具体的に学校等からお願いしたいというようなことが出てきてかけています。条件がありますので、そのマッチングを今やりかけているところです。今回は11人ですが、さらに来年度、出来たらもう少し増やして全体で50人ぐらいの規模に出来たらということで今進めています。

(会長)

本日、私が担当する部分についてはこれで終わらせていただいて、事務局にお返しします。

[審議会終了後の追加御意見]

(委員)

次回新たに行動計画を策定する際には、成果を数値目標としてはどうか。項目の案としては、

- ・食中毒発生件数、患者数
- ・不適切な食品表示の割合
- ・残留農薬違反件数
- ・食育推進計画との連動

(委員)

- ・実績については、取組内容ごとに計画対実績の内容が分かりやすく整理されている。また、未達の理由と今後の取組についてもよく整理されており、PDCAの考え方に添ったものとなっている。
- ・一層の成果を上げるには、関連する市町村、他の取組や事業、消費者団体、生産者団体及び食品関連事業者団体、府庁内関係部局等との「連携」を深め、協調関係を強める必要がある。
- ・25年度についても、生産者団体、消費者団体及び食品関連事業者団体等との意見交換会や情報交換会等を継続的に実施していただき、食の安心・安全に係る問題を出さない方針を共有しながら一層「連携」を密にしてすすめていただきたい。